

答 申

諮問第 4 9 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 17 年 4 月 3 日付けの異議申立人の開示請求に対し、「公表」を「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈し、「指導経過（概略）」、「宅造工事打ち合わせ記録」及び「経過記録（H16.8.23以降）」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定したこと、開示の実施方法として本件公文書を複写機により用紙に複写したものを交付したことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 4 月 3 日付けで「和歌山県東牟婁郡における平成 16 年度宅地造成等規制法違反の疑いと称して不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために、都市政策課職員 が依頼業者に公表した宅地造成等規制法違反に関する情報内容。平成 16 年 8 月 12 日より工事ができないため。」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、平成 17 年 4 月 14 日付けで「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために」及び「依頼業者に公表した」という表現について補正を求めた。
- 3 異議申立人は、2 の補正通知に対して平成 17 年 4 月 18 日付けで補正しない旨回答した。
- 4 実施機関は、3 の補正しない旨の回答を受け、「公文書を特定

できない」ことを理由として非開示決定を行い、平成17年5月2日付けで異議申立人に通知した。

5 異議申立人は、平成17年5月5日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、4の非開示決定処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

6 実施機関は、5の異議申立てに対して、条例第19条の規定に基づき当審査会へ諮問し、平成17年11月9日付けで「非開示決定を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、改めて決定をすべきである。ただし、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、公文書開示請求書の「不当な目的(宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害)のために」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また、「公表」については、「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して特定を行い、その旨決定通知書に明記すべきである。」旨の答申を受けた。

7 実施機関は、6の答申を受け、本件開示請求に係る対象公文書として本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び開示しない理由を別紙のように記載して平成18年2月1日付けで異議申立人に通知した。

8 異議申立人は、平成18年2月4日付けで行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「保有するすべての公文書・写真等の開示を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要

約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 他の官公庁より開示がなされているものがあるにもかかわらず、その情報の開示がなされておらず情報隠しである。
- (2) 過去に再三公文書開示請求をしているが、求める開示の実施方法において、「文書、図画又は写真の場合は写しの交付」、また「フィルム又は電磁的記録の場合は写しの交付」を求めているにもかかわらず、私の提出した公文書が改ざんされ、都合のいい部分だけの文書、図画のコピーの送付だけとなっている。電子情報に関しては、製作者及び撮影日時等をはっきりさせ情報隠しを防ぐために、すべてCD-Rでの開示を求める。
- (3) 本件公文書開示請求書に記載している「公表」について、実施機関は「広く世間に知らしめること」としているが、本件において工事を妨害するためには、日本全国に知らしめる必要はなく、町内近隣の市・町の関係業者及び他の官公庁だけに公表するだけで十分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求については、平成17年11月9日付けの和歌山県情報公開審査会の諮問第38号に係る答申（以下「諮問第38号答申」という。）に基づいて、「不当な目的（宅地造成等規制法違反を認めさせるための工事妨害）のために」の記載により対象公文書を限定することなく、当該記載がないものとして、また「公表」については、「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して本件公文書を開示請求対象公文書として特定した。

本件公文書以外に開示請求対象公文書は保有していない。

- 2 異議申立人は、「他の官公庁より開示がなされているものがあ

るにもかかわらず、その情報の開示がなされておらず情報隠しである。」と主張しているが、どのような公文書が存在しているというのか不明である。

他の官公庁の公文書に開示請求に係る情報が記載されていたとしても、実施機関が保有する公文書に当該情報が記載されていない以上、開示請求対象公文書として特定することはできないものである。

- 3 異議申立人は、「再三開示の実施方法について、フィルム又は電磁的記録の場合（写しの交付）を求めているにもかかわらず、都合のいい部分だけをカラーコピーして開示が行われている。電子情報に関しては製作者及び撮影日時等をはっきりさせ情報隠しを防ぐために、すべてCD-Rでの開示を求める。」と主張しているが、開示請求対象公文書については、条例第7条第2号及び第3号に該当する情報を除き全て開示しており、実施機関の都合のいい部分だけをカラーコピーして開示を行っているものではない。

また、「すべてCD-Rでの開示を求める」ことに関しては、本件公文書開示請求書にはそのような記載はなされておらず、また本件開示請求に係る平成17年5月5日付けの異議申立てにおいてもそのような主張はされていない。

実施機関は、異議申立人が請求した方法による開示を行っているものである。

- 4 「公表」については、異議申立人と実施機関の間で見解の相違があったため、諮問第38号答申に基づき、その文字の意味である「広く世間に知らせること」と解釈するのではなく、より広義に捉えて「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して本件開示請求に係る対象公文書を特定したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり

判断する。

1 本件異議申立ての争点について

本件処分は、実施機関が諮問第38号答申を受けて行ったものである。

諮問第38号は、実施機関が開示請求に係る公文書を特定できないとして非開示決定をしたことが、適切な公文書の特定であったか否かが争点であった。

一方、本件は、諮問第38号答申を受けて実施機関が開示請求に係る公文書を再度特定し、部分開示決定を行い、公文書を複写機により用紙に複写したものを交付したことに關して、次の(1)から(3)の事項が争点であり、諮問第38号とは争点が異なると認められる。

したがって、当審査会は、本件では次の(1)から(3)の事項について審査する。

- (1) 本件公文書以外に、開示請求対象公文書を実施機関が保有しているか否か。
- (2) 開示の実施方法としてCD-Rでの写しの交付をすべきか否か。
- (3) 実施機関が公文書の特定に際して行った「公表」についての解釈が適切であったか否か。

2 開示請求対象公文書の特定について

- (1) 本件において開示請求されているのは、「都市政策課職員が依頼業者に公表した宅地造成等規制法違反に関する情報内容」の公文書である。

実施機関の職員がこのような行為を行った場合、通常、後日の事務処理を円滑に行う等のため、当該行為の内容や日時等を公文書として記録しておく場合が多いと考えられるが、特に法令、条例又は規則等に基づき公文書の作成が義務づけられているものではない。

したがって、どの範囲の情報をどのような形式で記録しておくかは、事務担当課の判断に基づき行われるものである。

(2) 上記(1)を前提として、当審査会において本件公文書を確認したところ、特に本件公文書以外に開示請求対象公文書が存在すると判断できる根拠は認められなかった。

(3) 一方、異議申立人は、「他の官公庁より開示がなされているものがあるにもかかわらず、その情報が開示されていない。」との主張（以下「本件主張」という。）をしている。

そこで、当審査会において、異議申立人に対し本件主張の根拠資料の提出を求めたところ、異議申立人より「違反担当課による圧力により情報提供者である第三者の公益を害する恐れがある等の支障が出ると認められますので、裁判所提出のために準備した資料の一部として資料1枚を部分開示として提出します。」として一部が黒く塗りつぶされた文書の写し（以下「本件資料」という。）の提出があった。

(4) 当審査会において、本件資料について審査したが、黒く塗りつぶされていない部分の情報だけでは、本件公文書以外に「他の官公庁より開示がなされているもの」が存在すると判断できる根拠は認められなかった。

なお、本件資料については、異議申立日より後の日付の文書であることから、異議申立時における本件主張の根拠資料ではないことが認められた。

(5) 上記(4)のように、異議申立人が提出した本件資料では、本件公文書以外に実施機関が開示請求対象公文書を保有しているとは判断できないものである。しかし、本件資料については、黒く塗りつぶされている部分があることを考慮し、当審査会の事務局である総務学事課職員を実施機関の事務担当課に赴かせ、開示請求対象公文書の保有の有無について確認させた。その調査結果として、「実施機関の事務担当課が保有する和歌山県東牟婁郡 における平成16年度宅地造成等規制法違反の疑いのある事案に関する公文書を確認したが、本件公文書以外に開示請求対象公文書は認められなかった。」との報告を事務局より受けている。

- (6) 以上により、本件公文書以外に開示請求対象公文書を保有していないとの実施機関の主張は、特に不合理とは認められない。

3 開示の実施方法について

- (1) 公文書の開示の実施方法については、公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法」欄に、「文書、図画又は写真の場合」と「フィルム又は電磁的記録の場合」について、それぞれ開示の実施方法の項目が列記されており、請求者が希望する方法の項目にチェックすることとなっている。
- (2) 本件の公文書開示請求書では、「文書、図画又は写真の場合」には、「写しの交付」の項目にチェックがされており、「フィルム又は電磁的記録の場合」には、どの項目にもチェックがされていない。

このような開示請求に対する開示の実施方法としては、公文書を複写機により用紙に複写したものを交付した実施機関の対応は適切な開示の実施方法であり、CD-Rでの写しの交付をすることは要しない。

4 「公表」の解釈について

当審査会は、諮問第38号答申の「第5 審査会の判断」において、次の(1)及び(2)のとおり判断している。

本件処分時点においても当該判断を変更するような特段の事情の変更等は、今回の審査においても認められなかった。

したがって、実施機関の「公表」の解釈は適切なものであると認められる。

- (1) 情報公開制度の目的である開かれた県政をより一層推進するためには、可能な限り多くの情報を開示すべきであることからすると、文字の解釈については、その文字の本来の意味としてのみ解釈するのではなく、より広い意味で解釈した上で公文書の特定をすべきである。
- (2) したがって、「公表」については、その文字の意味である「広く世間に知らせること」と解釈するのではなく、より広

義に捉えて、「関係業者に対して行政指導を行うに際して話すことを含め異議申立人以外の者に対して話すこと」と解釈して本件工事に関する行政指導についての公文書の特定をすべきである。

- 5 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

本件に関する実施機関及び異議申立人からの意見及び説明の聴取は行わなかった。

年 月 日	審査の経過
平成18年2月21日	諮問（実施機関）
平成18年3月10日	実施機関からの理由説明書を受理
平成18年3月22日	異議申立人からの意見書を受理
平成18年4月21日	審議
平成18年5月26日	審議
平成18年6月30日	審議
平成18年8月2日	審議

別紙

公文書の名称	左のうち開示しない部分	開示しない理由
指導経過（概略）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工業者名 ・ 現場作業を行っている業者名 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
宅造工事打ち合わせ記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成工事場所にあった施設の名称 ・ 造成工事場所の字名及び地番 ・ 造成主の住所及び氏名 ・ 施工業者の氏名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者の名称及び代表者の氏名 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>
経過記録（H16.8.23以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成工事場所にあった施設の利用形態 ・ オーナーの氏名 	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工者の名称 ・ 元請け業者の名称及び代表者の氏名 ・ 設計事務所の名称、代表者名、郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス 	<p>条例第7条第3号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。</p>